社会福祉法人　鹿児島市社会福祉協議会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（第２次）

女性が個性と能力を十分に発揮でき、男女共に安心して働き続けることのできる職場環境を整えるため、次のとおり行動計画を策定する。

記

１．計画期間　：　令和３年４月１日　～　令和７年３月 31 日までの４年間

２．目標と取組内容

目標１：正職員の管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合を 20%以上にする。

〈取組内容〉

令和３年　６月　・職員に対する意識調査の実施。

令和３年　８月　・研修プログラムの策定。

令和３年１０月　・管理職を含め、職階などに分けて研修を実施する。（毎年度１回以上）

目標２：全職員の有給休暇取得率を年度付与日数の５０％以上にする。

〈取組内容〉

令和３年　４月～・職員が有給休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

（正副担当者の配置、会議等の計画的な開催等）

・各所属において有給休暇の取得計画を策定する。

・定期的に職員ごとの有給休暇の取得状況を把握する。